

I 調査の概要

I 調査の概要

1. 調査の目的

住生活総合調査は、全国の世帯の住宅及び居住環境に対する評価、住み替え・改善意向の有無と内容、住み替え・改善の実態等を把握することにより、住宅政策の基礎的資料を得ることを目的とする。

2. 調査の沿革

本調査は、平成 15 年までは、「住宅需要実態調査」として継続的に実施してきたもので、昭和 48 年以降は、住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査（総務省実施）と同年に、5 年周期で実施してきた。

平成 20 年調査から、住宅・土地統計調査との連携を強化し「住生活総合調査」と名称改め実施しており、平成 30 年調査においては、住生活を取り巻く環境の変化への対応や回答者負担の軽減等を図る観点から、質問事項の見直し等を進めた。

3. 調査の対象

平成 30 年住宅・土地統計調査の調査対象世帯から、無作為に抽出した世帯とした。

4. 調査の時期

平成 30 年 12 月 1 日現在によって実施した。

5. 調査項目

平成 30 年住生活総合調査では、次に掲げる事項を調査した。

(1) 住宅及び居住環境の評価に関する事項

- ・住宅及び居住環境の総合満足度
- ・住宅の総合満足度
- ・居住環境の総合満足度
- ・住宅の各要素の満足度
- ・居住環境の各要素の満足度
- ・住宅及び居住環境の各要素の重要度

(2) 最近の住み替えに関する事項

- ・住み替えの目的
- ・住み替え費用
- ・従前住宅の居住期間
- ・従前住宅の床面積

(3) 今後の住み替え・改善に関する事項

- ・今後の住み替え意向
- ・住み替えの目的
- ・住み替え時期
- ・住み替え後の居住形態
- ・住み替え上の課題

- ・ 住み替えの意向のない理由
- ・ 現在の住宅の処分方法
- ・ 今後の改善意向
- ・ 改善の目的
- ・ 改善の時期
- ・ 改善の内容
- ・ 改善上の課題

(4) 高齢期における子との住まい方

(5) 世帯の住居費等に関する事項

- ・ 住居費負担についての評価
- ・ 月あたりの住宅ローン返済額

(6) 要介護認定に関する事項

(7) 住宅の維持管理に関する事項

- ・ 点検等の依頼先
- ・ 持ち家の共同住宅の管理費等

(8) 相続する可能性のある住宅

- ・ 建て方
- ・ 現住所からの所要時間
- ・ 公共交通機関との距離
- ・ 建築の時期
- ・ 活用意向

また、平成 30 年住宅・土地統計調査が調査した事項のうち、次に掲げる事項を利用した。

〈世帯に配布する調査〉

(1) 世帯に関する事項

- ・ 種類
- ・ 構成
- ・ 年間収入

(2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ・ 従業上の地位
- ・ 通勤時間
- ・ 子の住んでいる場所
- ・ 現住居に入居した時期
- ・ 前住居に関する事項

(3) 住宅に関する事項

- ・ 居室の数及び広さ
- ・ 所有関係に関する事項
- ・ 床面積
- ・ 建築時期
- ・ 設備に関する事項

- ・家賃又は間代等に関する事項
- ・増改築及び改修工事に関する事項

(4) 現住居の敷地に関する事項

- ・敷地の所有関係に関する事項
- ・敷地面積

〈調査員が記入する建物調査〉

(1) 建物に関する事項

- ・建て方
- ・構造
- ・腐朽・破損の有無
- ・建物全体の階数
- ・設備に関する事項

6. 調査の方法

本調査は、次に掲げる方法によって行った。

(1) 調査の流れ

平成 30 年住生活総合調査は、国（国土交通省住宅局）－民間事業者－世帯の流れによって行った。

(2) 調査の実施

調査員は平成 30 年 11 月 24 日から平成 30 年 11 月 30 日までの間に、調査区内の抽出された調査対象世帯に調査票等のポスティングを行った。

また、調査票は郵送またはオンラインで受け付け、事務局が調査に関する問い合わせ対応を行った。

7. 標本の抽出

平成 30 年住宅・土地統計調査と同様に、平成 27 年国勢調査の調査区を第 1 次抽出単位、調査区内の世帯を第 2 次抽出単位とする層化二段抽出方法により、調査区として 9,269 を抽出し、さらに、それらの調査区毎に、平成 30 年住宅・土地統計調査で調査対象となった住戸から 12 戸を系統抽出した（詳細は参考資料を参照）。

注 1) 層化抽出法：母集団をいくつかの部分母集団に分割し、各部分母集団から標本を抽出する方法。

注 2) 系統抽出法：全ての抽出単位に番号を付け、ある出発点から等間隔に個体を抽出することにより標本抽出を行う方法。

8. 神奈川県における調査規模

神奈川県における本調査の調査実施市町村、調査区数、対象世帯数、回収世帯数及び集計世帯数は、次のとおりである。なお、集計世帯数は、調査票の回収世帯のうち平成 30 年住宅・土地統計調査結果と連結できた世帯数である。

調査実施市町村：28 市町(中井町、松田町、山北町、箱根町、清川村以外)

調査区数 : 519 調査区

対象世帯数 : 6,228 世帯 (1 調査区あたり 12 世帯)

回収世帯数 : 2,814 世帯

集計世帯数 : 2,774 世帯

9. 地域区分

地域区分	市町村名
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
横須賀三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県 央	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町 ※清川村除く
湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県 西	小田原市、南足柄市、大井町、開成町、真鶴町、湯河原町 ※中井町、松田町、山北町、箱根町除く

10. 集計及び結果の公表

平成 30 年住生活総合調査の結果は、平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省）の結果と連結して集計した。その際、平成 30 年住宅・土地統計調査における推計世帯数をベンチマークとする比推定により、住宅・土地統計調査結果の推計世帯数に合致するように推定した。

その結果については、令和 2 年 1 月に調査結果（速報）として公表するとともに、令和 2 年 8 月に調査結果（確報）を公表した。